

平成29年度 豊玉小学校 学校経営計画

校長 中 村 豊

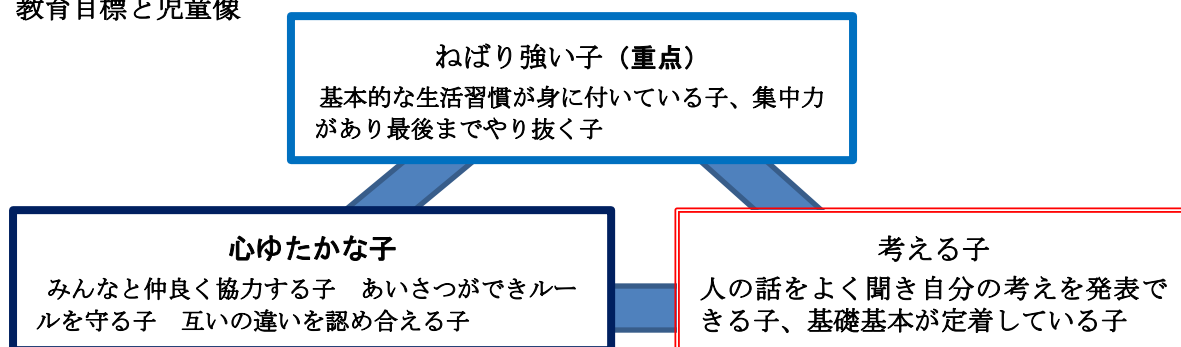
<経営方針>

学校、保護者、地域が互いに温かい人間関係の中で、子供一人一人のもてる力を十分に発揮できるようにし合うことが、子供たちの成長に欠かせない。

そのためには、まず、子どもを、日々成長させるべく「子どもを鍛える・高める・成長させる」という熱意をもって指導を行い、その過程や成果、状況を連絡・公開・公表していくことや、児童の姿から教育活動の取組を評価し改善を図ることが学校の役割である。また、法令・社会規範・一般社会からみても、当たり前なことを当たり前に対応する・できる学校でなければならない。

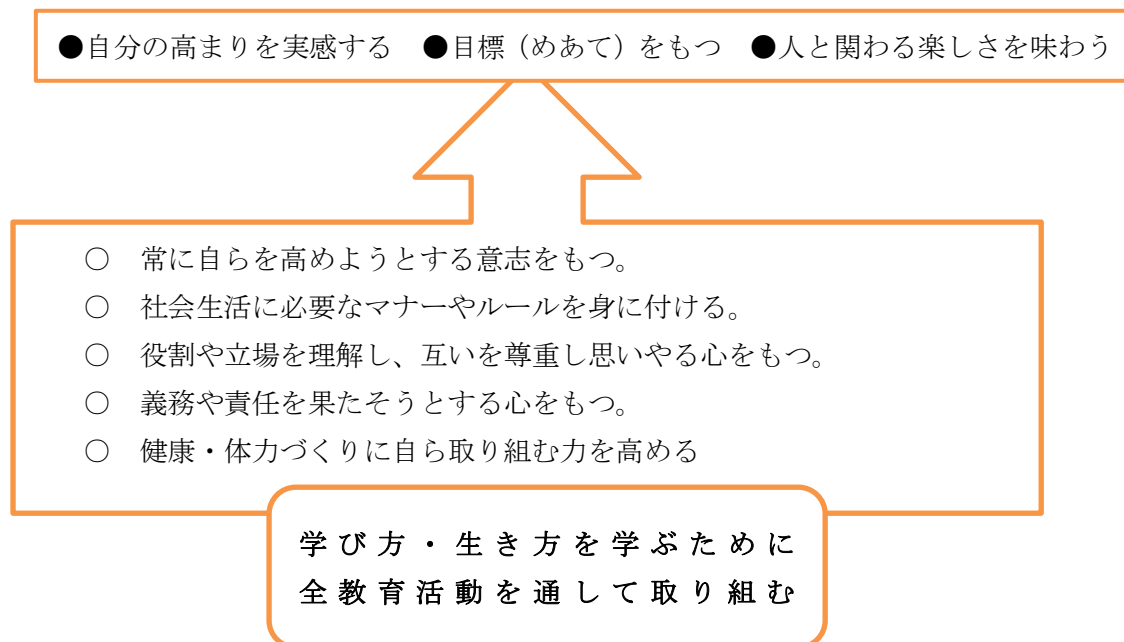
I めざす学校像

1 教育目標と児童像

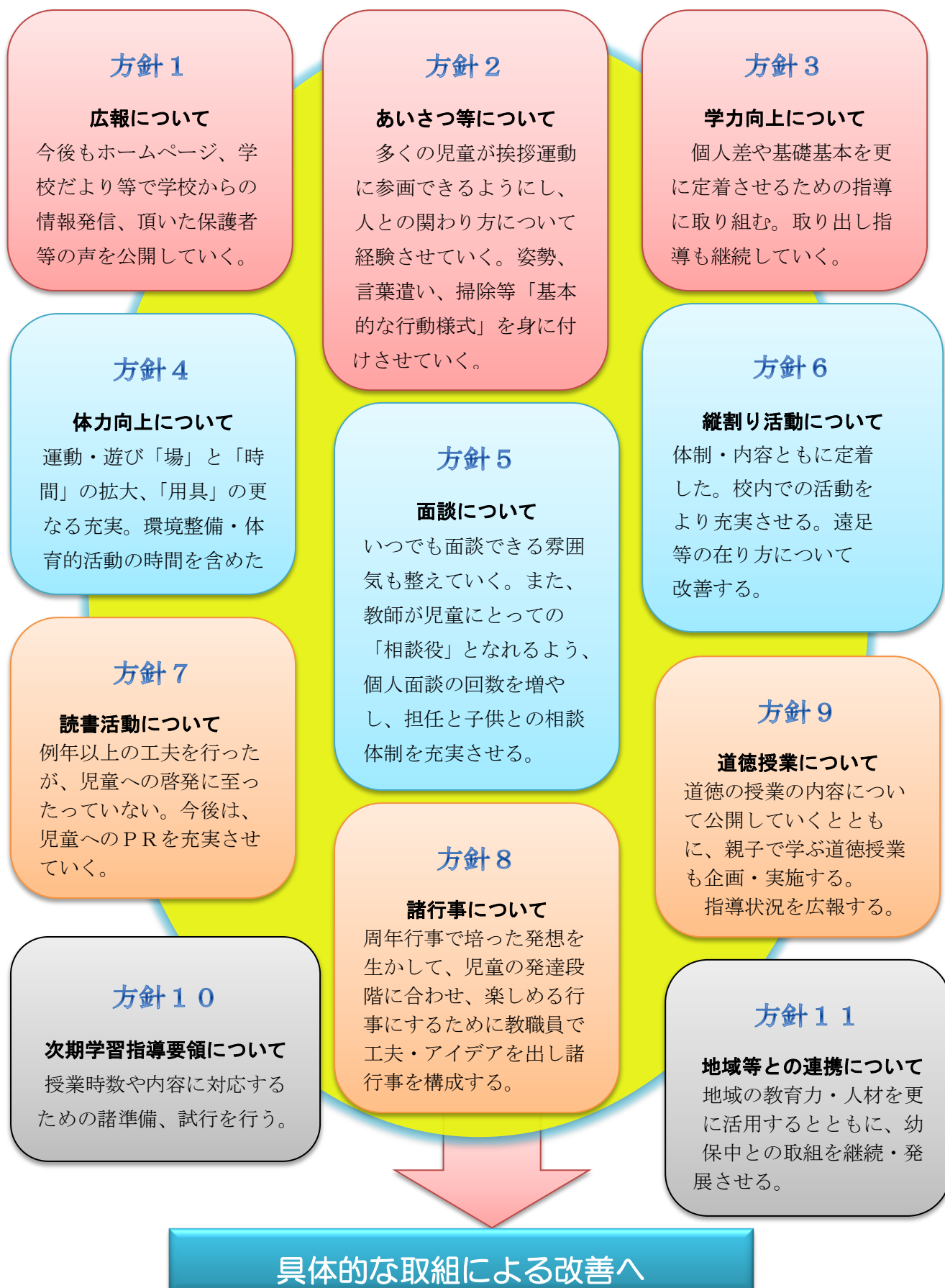


※学習面でも、運動・生活面においても3つの関連は三位一体と考える。

2 教育指導の目指す方向 ～日常の学校生活から～



3 昨年度の学校評価から「学校改善に向けた」11の方針



4 経営方針達成のために ～教職員の構え～

- 児童のよさや可能性、能力を引き出し高める。
- 児童を多面的に理解し、まず共感する。 ○ 児童に目標（夢・思い）を持たせる。

褒める ①いつ（すぐ、後で） ②場面（個別に、皆の前で、家庭に連絡） ③方法（驚嘆・冷静・さりげなく、手紙、表情・サイン） ④内容（結果・取組、プロセス）等
※ 児童本人が褒められる理由が分かる・自覚する、自然体で！

- 児童・保護者・地域の信頼関係を強めるために、「児童理解」に努める。
特に、保護者と密に情報連携を行い、協働して児童を育てる。→ **個人面談の充実**
- 児童の意欲を高めるために、失敗を恐れさせず「認め、褒め、励ます」など安心感のある環境作り、**笑顔と「笑い」**のある雰囲気作りを行う。
また、過ごしやすい環境、衛生・安全面の徹底を図る。

効果・価値のあるもの（期待できるもの）は、年度途中からでも導入する。

- 1 児童の安全確保と衛生管理 「安心できる学校」とする。
 - (1) 全教職員で事故の未然防止に努め、児童の安全確保を図る。
 - (2) 災害や事故発生時の迅速・的確な対応を全職員でとる。
 - (3) アレルギーに対する適切な対応を全職員で行う。
 - (4) 「換気」の習慣化（空調使用以外）、気持ち良く児童を迎える。
- 2 教育活動を公開し地域が誇りとする学校にする。
 - (1) 教育活動の活性化を図るために、地域人材を生かした授業や、学校・学年公開を行う。
 - (2) 地域を教材化するとともに地域行事に積極的に参加する。
 - (3) 道徳授業に関して、毎月の学年だより等で取組状況を広報する。
 - (4) 「日常」の教育活動をホームページ等で発信する。→ **6万回アクセス**
※家庭での話題づくりのためにも、学年・学級・専科等からの発信
- 3 児童の「学習意欲や生きる力」を高められる学校にする。
 - (1) 学習態度の「基礎・基本」を身に付けさせる。
 - (2) 児童の悩みの解消、児童理解の深化のために家庭、職員間で連携を密にする。
 - (3) 問題解決力、コミュニケーション能力を高める。
 - (4) 各学年等での合同授業、交換授業を工夫し、指導力と協力体制の強化を図る。
 - (5) 学習活動等の目的や課題を明確にもたせ、その課題の解決ができるようにする。また、問題解決的な学習を重視し、児童が考え判断し表現することを十分に経験させる。
 - (7) 自分の考えを発表し認め合える授業を展開する。
 - (8) 基本的な生活習慣の確立、自主的・自律的に行動する態度を育成する。
特に「挨拶」の徹底を図る。

Ⅱ 本年度の取組目標と方策

1 学力向上を目指した授業改善（学習指導） 児童が楽しく学べる授業の工夫

- (1) 楽しい（分かる・できる・夢中になる）学習、学び合いのある学習を展開する。
- (2) 教室・廊下の環境、学習環境を整備し「環境」から児童の意欲を高める。

- 毎時の授業の「めあて（目標）」と「まとめ」を明確に示す。
- 授業の「始め」と「終わり」の挨拶 「切り替える」挨拶を行う。
- 学力に関する調査結果を生かし、指導法の改善策を具体化する。
- 研究の成果を生かし、算数少人数指導における習熟度別授業の質を更に向上させる。
- 基礎基本の定着を目指した指導を実践していく。
 - ・児童の考えを生かしながら授業を展開する。
 - ・朝学習を計画的に実施し、落ち着いた一日のスタート、繰り返し学習の場を確保する。
 - ・東京ベーシックドリルの活用
 - ・夏期休業中の学力補充教室を学年3日以上実施する。
 - ・個別指導（放課後補習）、個別対応としての授業を行う。
- 聞く力、話す力が身に付く授業を工夫する。
 - ・児童が自分の考えを話せる場を定期的に設定する。
- 児童が分かりやすい具体的な指示、端的な指示を行う。（ユニバーサルデザインの考え方に立った指導の展開）

2 地域や外部の意見を取り入れた学校運営の推進

- (1) 保護者、地域の方が学校に対して協力しやすい雰囲気を作る。
 - ① 年8回の学校公開を工夫して多くの保護者、地域の方から参観していただく。
 - ② 必要に応じて、または要望に応じて随時公開する。基本的には公開が原則である。
 - ③ P T A、地域行事に参加、協力する。
- (2) 地域の人材を生かした教育活動を工夫し、地域の方々から協力を得る。

- 体力向上をはじめ、専門的な指導のできる方を招き、効果的な指導を展開する。
- 日本文化に触れる学習は、今後とも継続して行う。
- 図書ボランティアを活用した読み聞かせ指導や図書管理を推進する。図書館との連携に向けて中学年を中心に推進する。
- 児童・保護者・地域の参加型イベント授業等を継続する。
- 諸便り、ホームページにて児童・教職員の「頑張り」を広報する。

3 教職員の指導力・対応力の向上

(1) 研究・研修

- ① 基礎的・基本的な内容の習得、自分のめあてをもち主体的に学習する児童の育成に向け、体育科を中心に取り組む。

- 体育科を中心窓口として研究する視点。
 - (1) 身のこなし、幅広い運動経験をさせること。
 - (2) 話し方・聞き方を含め、学習ルールを身に付けさせること
 - (3) 全力を出し切る、歯を食いしばって頑張る経験をさせること、体を動かす事の価値や気持ち良さを体感させること
 - (4) 生活全般にわたっての行動様式の質を高めていくこと
- 具体的な取組例として
 - (1) 授業改善の視点
 - ①集団行動の ②準備・整理運動 ③運動量 ④友達とのかかわり ⑤評価
 - ⑥全教科での学習ルール・マナー
 - (2) 運動経験・体験に対して
 - ①体育的活動のバージョンアップ ②体力テストの回数 ③運動環境の更なる充実
 - ④オリンピック・パラリンピック教育との関連
 - (3) 生活指導に対して
 - ①挨拶 ②授業中でのルール（姿勢も含めて） ③掃除の仕方・机の運びかた
 - (4) 健康意識に対して（生活指導との関連から）
 - ①保健・保健指導の改善 ②安全な生活
 - (5) 意識の変容の把握

- ② 若手教員の OJT 研修を日常化していく。校外で研修した内容を校内の実践に生かす・広める。
- ③ 悉皆研修はもとより、区教育会、区教委、都教委主催等の研修に参加する。また、会場校としても積極的に提供していく。
- ④ 「人権プログラム」を活用した研修、実践に取り組む。
- ⑤ 授業観察を年間3回（1学期に1回）行い、管理職をはじめ全職員で指導力を高め合う。各担任は3回の内、体育科の授業を1回は行う。
- ⑥ 「特別な教科」道徳の指導の在り方について研修・実践する。
- ⑦ 教育実習生等の指導を通して、各教員が指導力・対応力を向上させる

(2) 諸課題への取組

- ① 「いじめ」や児童の悩み・困り感等への対応
- 「豊玉小さいじめ防止マニュアル」に従ってし、全職員の共通理解のもと適切・迅速な対応を行う。

- 児童の訴えや話を丁寧に聞き取り対応する。定期的ないじめ調査を行う。
いじめの可能性がある場合には、早急に対応し小さな芽のうちに解決する。
- 児童の言動には常に注意を払い、児童の心の安定を図る。
- 「話しやすい」学年・学級経営に取り組む。
例えば、縦割り班担当者、専科教員・講師等からの情報、交換授業等を通して、学年、学校全体で児童理解に努める。
- 児童一人一人の声に耳を傾けられる時間を確保する。そのために、1日1回は声をかける。
- 児童の状況を特別支援コーディネーターに伝え、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員と連携を図る。また、全職員で対応する。
- 日常的に家庭との連携を「ざっくばらん」なものにする。連絡帳<電話連絡<面談（訪問）のスタンスで対応する。
- 1学期に一度、各担任は休み時間等を利用して、児童との個人面談を行う。
- 高学年児童は、管理職との給食会食を行う。また、低学年をはじめ必要な学級には、専科教員が給食指導の支援を行う。

② 縦割り活動の充実

これまでの取組の成果を生かして「縦割り班活動」を継続させる。

④ 生活・安全教育

「不審者対応の手引き」に基づいて生活安全教育を行うとともに、安全・危機管理体制を構築し、迅速な対応ができるようにする。また、交通安全の観点からも、地域との連携、保護者への啓発を図る。

⑤ サービスの厳守

サービス事項について、定期・随時研修を行い、サービス事故0とする。特に、体罰や不適切な指導の禁止、私費会計の適切な執行、個人情報の管理・守秘義務を守ることを徹底して行う。

⑥ 特別支援教育

特別支援コーディネーター、特別支援専門員、「えがお学級」担任、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等と連携しながら、特別支援教室の円滑な運営を進める。校内全体の環境・児童の様子も把握し、より適切な支援体制を確立する。